

野口レポート

NO. 303

令和3年12月1日
発行: 有限会社アルファ野口
〒211-0012 川崎市中原区中丸子 538
TEL 044-422-1337 FAX 044-455-0208
文責: 野口 賢次

相続ワンストップサービス

人が亡くなると相続が開始します。やらねばならぬことが山積します。ほとんどは相続など初めての経験です。どこに相談すればよいのか、何から手をつけてよいのか分かりません。

なかには自分でやろうとする人もいます。相続に興味があり、それなりの知識もあり、時間に余裕のある人なら可能かもしれません。

しかし、相続人の確定、遺産分割協議書の作成、土地の相続税評価、相続税の算出、不動産の相続登記、10ヶ月以内に相続税の申告納付、どれをとっても難度の高い作業です。自分で手をつけてもほとんど途中で行き詰まり、疲れ果てた顔で相談に見えます。

「ワンストップ」で対応しますので、安心してお任せください。この言葉と笑顔に相談者は一様に安堵の表情になります。

相続の処理に必要な、戸籍、登記簿、残高証明、評価証明、遺言検索証明、他もろもろ、集めるだけでひと仕事です。

遺言があっても内容がそぐわなければ、遺言を使わないで（全員が合意すれば可）遺産分割協議での財産分けを提案します。

相続税の申告は税理士を、未登記建物や測量は土地家屋調査士を、成年後見は行政書士を、公平な評価には不動産鑑定士を、相続争いに発展しているなら弁護士を、状況に応じネットワークから適材適所の専門職を選びコーディネートしていきます。

15年位前の話だったと思います。独身の二女が亡くなりました。すでに父母は他界し、兄弟姉妹が相続人となります。相続を含め不動産売却など、全てを同じところでワンストップで対応してほしいとの希望です。まだ「相続は税理士へ」との風潮がありました。が、税理士は相続の専門家ではありません。相続税の専門家です。ここを間違えないことです。当時の士業は多くが縦割りで仕事をしており、相続のワンストップサービスなどありません。

先ずは長男と長女に立ち会っていただき、不要な書類と必要な書類の仕分けです。素人にはこの区別はつきません。書類と荷物の整理が終わったら、遺品整理業者（質と費用に差があるので注意）に依頼し遺品の処分です。

遺産分割協議は円満かつ円滑に終わり、司法書士に相続登記を依頼し、マンションの売却です。駅近だったので仲介しすぐ売れました。不動産屋なのでこんな時は便利です。

税理士に相続税の申告を依頼し、あとは長男と各銀行を回って預貯金の解約です。最後の仕事はペットの猫ちゃんをどうするか、幸い親戚が引き取ってくれ、全てワンストップで完了しました。

後日、請求より多い金額が振り込まれました。すぐに電話を入れました。返ってきた返事は「私達の気持ちです。」でした。報酬はもらうのではなく、払わねばと思ってもらえる仕事をするということです。

ただし、士業以外の者が相続の実務でお金を稼ぐのは甘くありません。仕事へのゆるがぬ信念と、人一倍の努力が必要です。